平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興

1 平成30年7月豪雨に係る特別な財政支援

提案先省庁

財務省ほか関係省庁

提案事項

平成30年7月豪雨による河川の決壊などにより、これまでに経験したことのない規模の被害が生じた本県では、より災害に強く、元気な岡山を何としても実現するという強い決意の下、総額1,380億円を超える予算を編成し、被災者の生活とくらしの再建や河川などの公共施設等の復旧など、1日も早い復旧・復興に向けて全力で取り組んでいる。

また、県内市町村においても、総額1,050億円を超える予算を編成し、住宅再建支援や公共土木、農地・農業用施設の復旧、被災者の見守り相談支援など、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいる。

引き続き、復旧・復興に必要な行政需要に全力で応えられるよう、十分な規模の財源及び中長期的な財政支援の確保に向けて、あらゆる手立てを講じること。

(提案の理由)

現 状

- 応急仮設住宅の入居期間の1年延長が決定し、現時点で未だ仮設住宅には約3,500人の被災者が入居している。そのため、今後の復興に向けた対応は確実に長期化しており、被災者の支援や災害復旧等に多額の経費を要することが見込まれる。
- 本県の復旧・復興に要する予算は1,380億円を超えており、今後も破堤した堤防の改良 復旧事業や応急仮設住宅の提供、再建先への転居費用の助成など、復興状況の変化に応じ た対応を行っている。
- 発災年度の平成30(2018)年度は、長期の行革努力等により捻出した財政調整基金(平成29(2017)年度末残高:170億円)の9割以上を取り崩し、災害対応を行った。約9億円まで減少した財政調整基金は、特別交付税等により、平成30年(2018)度末には147億円まで回復したが、令和元(2019)年度に多額の復旧・復興事業を行っており、結果として、令和元(2019)年度末残高は約128億円の見込みである。また、令和2(2020)年度においても復旧・復興事業に係る予算(約120億円)確保のため約82億円を取り崩すこととしており、財政調整基金の残高が減少し続けている中で、引き続き綱渡りの財政運営を強いられている。
 - ※ 次の3つの柱を中心に復旧・復興対策を実施
 - ①「被災者の生活とくらしの再建」(応急仮設住宅の確保、見守り相談支援など)
 - ②「公共施設等の復旧」(道路・河川の復旧、農地・農業用施設の復旧など)
 - ③「地域経済の再生」(グループ補助金、風評被害対策など)

(単位:百万円)

<復旧・復興事業予算額>

		H30(2018)年度	R1(2019)年度	R2(2020)年度	計
歳出		94, 901	31, 977	11, 937	138, 815
歳入	国庫支出金	48, 220	15, 361	4, 954	68, 535
	県債	30, 672	9, 806	4, 223	44, 701
※「一般 財源など」	その他	4,605	4, 975	1,400	10, 980
には、特 定財源の 寄付金を 含む。	一般財源など	11, 404	1,835	1, 360	14, 599
	計	94, 901	31, 977	11, 937	138, 815

○ 県内市町村の復旧・復興に要する予算は1,050億円を超えており、その財源とするため に財政調整基金を大きく取り崩した。その結果、一部の市町村の財政調整基金は僅少となっている。

- 復旧・復興に要する予算は、県分は1,380億円を、市町村分は1,050億円を超えており、今後も国直轄事業の実施や災害対応のために発行した地方債の後年度負担などが見込まれ、求められる多大な財政需要に通常の財源のみで対応することは困難である。
- 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興ロードマップで掲げる本格的な復旧・復興 には、多くの時間が必要と見込んでおり、国の中長期的な支援が不可欠である。
- 今後、求められる行政需要に応えることが可能な規模の財源確保に向けて、そして 中長期的な支援の確保に向けて、更なる特例的な措置(国庫の手厚い配分、特別交付 税の特例的な増額配分等)が必要である。

2 被災者支援の円滑な実施

提案先省庁

内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

提案事項

(1) 災害救助法における被災住宅の応急修理や生活必需品等のために支出できる対象範囲を拡大し、それに伴う費用の限度額を引き上げること。

(提案の理由)

現 状

- 住宅の応急修理の対象範囲は、日常生活に欠くことのできない部分等に限定されており、内壁や畳の補修等、応急修理の対象とならないものもある。また、平成30年7月豪雨災害では、限度額未満で応急修理を行うことができた被災者はほとんどいない。
- 災害発生から応急修理の発注までに相当の期間を要する場合があるが、仮設住宅への 入居は認められないため、避難所や修理されていない自宅での生活を余儀なくされる。 また、生活必需品や学用品の給与等では、必要であっても救助の対象外とされるものも あり、被災者への配慮が十分とはいえない運用が見られる。

- 健康的な生活環境を確保するための内装補修を対象にするなど、被災住宅の応急修理制度を充実させることで、被災者が応急仮設住宅制度に頼らず、元の住宅での生活再建を進めることができるようにする必要がある。
- 被災者の心身の負担軽減に十分配慮して、生活必需品の給与等の応急救助を実施する必要がある。

提案事項

(2) 被災者への見守り・相談支援については、被災者の一日も早い生活再建へ向けて、引き続き重要となることから、その必要額について令和3年度においても引き続き現行の補助率を維持した上で、財政措置を行うこと。

また、応急仮設住宅に入居する被災者等が安心した日常生活を営めるよう、 被災地における心のケアを中長期的に実施していく必要があることから、被 災地心のケア事業費補助金を継続するとともに、補助率の嵩上げ(復元)を 図ること。

(提案の理由)

現状

- 平成30年7月豪雨により被災し、応急仮設住宅に入居する被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、市町村(倉敷市・総社市)では、孤立防止のための見守りや、日常生活上の相談支援などを実施している。
- 県では、「岡山県くらし復興サポートセンター」において、相談員の研修や連絡会議の開催、課題に応じたアドバイザーの派遣など、市町村の後方支援を行っており、応急 仮設住宅の供与期間の延長により、令和3年度も事業の継続が必要である。
- 岡山県精神保健福祉センター内の「おかやまこころのケア相談室」において、こころとからだの健康調査による要支援者の把握や電話相談、出張相談などを行い、被災者等の一人ひとりの心に寄り添った支援に努めている。
- 被災者等の生活再建がすすみ、少しずつ周囲の環境が落ち着くにつれ、悲壮感が押し寄せてくることもあり、今後ますます心のケアが重要となってくる。引き続き、おかやまこころのケア相談室が地域の保健所等と連携しながら、ニーズの把握とともにうつや自殺の予防を念頭に置いた活動を続けていく必要がある。

課題

- 令和 2 (2020) 年度は、被災者への見守り・相談支援(補助率10/10)、こころのケアに係る事業費(補助率3/4)が措置されたところであるが、応急仮設住宅等の被災者が安心した日常生活を営み、その生活を再建するまでの間、被災者への見守り・相談支援を継続して実施できるよう、財政措置が必要である。
- 応急仮設住宅等での新しい地域への不適応や今後への不安などから、閉じこもりや アルコール関連問題などの出現に留意する必要があり、生活再建とともに、うつや自 殺の予防対策が必要である。

【参考】

現行(R2) R3(予定) 提案内容 見守り・相談支援事業費補助金 補助率10/10 3/4 10/10 被災地心のケア事業費補助金 補助率3/4 3/4 10/10

提案事項

(3) 災害により滅失又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地に対する 固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、被災後2年度分 に限られている当該特例措置の適用期間を、被災地の実情に合わせて延長す ること。「新規

(提案の理由)

現 状

○ 平成30年7月豪雨災害の被災者の中には、短期間に住宅再建等に係る資金確保が難しい高齢者や生活困窮者もおり、被災後2年度を経過しても住宅の再建に着手できない状況が続いている。

課題

○ 固定資産税及び都市計画税について、被災地の実情に合わせて、被災後2年度分に 限られている当該特例措置の適用期間を延長することが必要である。

3 教職員定数の拡充等による被災した 児童生徒への支援

提案先省庁

文部科学省

提案事項

- (1) 被災した児童生徒の支援等のために必要な教職員定数の加配拡充を継続して行うこと。
- (2) 被災した児童生徒の心のケア等のため、心理検査に係る財政措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 未だに仮設住宅等から臨時のスクールバス等で長時間かけての登下校を強いられている児童生徒が存在する。
- 平成30年7月豪雨により被災した児童生徒が在籍する公立小中高等学校(岡山市立を除く)に対し、児童生徒の心のケアや学習支援など、被災地域の学校運営に支障がないよう、加配措置を受けて2018(平成30)年度は小学校に13人、中学校に4人、高等学校に12人、特別支援学校に7人を配置した。
- 2019 (令和元) 年度も同様に、小学校に10人、中学校に4人、高等学校に5人、特別支援学校に10人を配置した。
- 教諭については、少人数指導やティーム・ティーチング授業等を行い、児童生徒が集中して取り組むことができるようになった。また、養護教諭を配置し、スクールカウンセラーとの連絡調整を行うことができた。
- 平成30年7月豪雨により被災した児童生徒が在籍する公立小中高等学校(岡山市立を除く)で、ストレス等の状況を把握するための心理検査(hyper-QU)を実施し、児童生徒の心のケアに活用している。

- 被災地の学校において、精神的なダメージを被った児童生徒に対するきめ細やかな 心のケアや、家庭生活や学校生活の変化等により、学習が困難な状況にある児童生徒 への支援を継続して行う必要がある。
- 今後も、時間の経過や環境の変化に伴い生じるストレスも懸念され、心理検査の結果等を活用した状況の把握と対応が必要である。

4 豪雨災害に備えた防災・減災対策の推進

提案先省庁

国土交通省

提案事項

本県に甚大な浸水被害や土砂災害をもたらした平成30年7月豪雨災害や気候変動に伴う水害・土砂災害の頻発・激甚化を受け、県民の関心が高まっている水害対策・土砂災害防止対策の推進について必要な予算措置を講じ、県民の生命と財産を守るための防災・減災対策を強力に推進すること。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が令和2年度で終了するが、令和3年度以降も防災・減災対策に必要な財源を確保すること。

- (1) 水害対策の推進
 - ① 直轄河川事業の強力な推進 令和5年度完了を目標に整備を進めている小田川合流点付替え事業の早
 - 期完了など、直轄河川事業を強力に推進すること。
 - ② 県管理河川の整備に必要な予算の確保 平成30年7月豪雨災害や気候変動に伴い頻発・激甚化する浸水被害等から住民の生命・財産を守るため、県管理河川の水害対策を一層推進する必要があることから、十分な予算を確保すること。
- (2) 土砂災害防止対策の推進 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を重点的に推進する 必要があるため、十分な予算を確保すること。

(提案の理由)

現 状

- 本県では、平成30年7月豪雨で浸水被害や土砂災害が広範囲に発生しており、水害対策及び土砂災害対策の推進を求める県民の声が一層高まっている。さらに、令和元(2019)年9月には、局地的豪雨により土砂災害が発生している。
- 再度災害の防止・軽減のため、国において小田川合流点付替え事業や小田川の掘削・ 堤防強化等を強力に推進し、早期完了を図る必要がある。また、県としても、県が管理 する末政川、高馬川、真谷川、砂川などの改良復旧を着実に実施する必要がある。
- 河川激甚災害対策特別緊急事業や河川災害復旧等関連緊急事業など大規模事業の実施期間中は、河川改修事業費が大きく減少する場合があるが、県下の治水安全度の着実な向上等を図るためには、大規模事業の有無によらず、十分な予算の確保が必要である。
- 平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの3か年で、氾濫の危険性が特に高い区間の樹木伐採・河道掘削等や、砂防えん堤等の整備を緊急的に実施しているが、依然として水害や土砂災害に対して危険な箇所が多く残っているため、引き続き、十分な財源の確保が必要である。

- 岡山県の河川整備を計画的かつ早急に推進し、治水安全度等の着実な向上を図るためには、河川激甚災害対策特別緊急事業など改良復旧事業も含め、治水事業に係る十分な予算の確保が喫緊の課題である。
- 土砂・流木対策のための砂防えん堤等の整備などハード対策を重点的に推進してい くためには、砂防関係事業費の確保が必要である。
- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は令和2(2020)年度までの事業であるが、依然として水害対策・土砂災害防止対策が必要な箇所は多く残っていることから、継続的な財源の確保が課題である。

5 豪雨災害の教訓を踏まえた防災力の強化

提案先省庁

内閣府、消防庁、農林水産省、国土交通省

提案事項

- (1) 市町村が、統一的な基準により作成したハザードマップにより、住民に地域の災害リスクを示し、避難行動の必要性を周知できるよう、国の技術的助言と財政支援のさらなる充実を図ること。
- (2) 大幅に増加した防災重点ため池について、緊急時の迅速な避難行動につな げる対策や監視・管理体制の強化を着実に進められるよう、ハザードマップ の作成などソフト対策の現在の助成制度を令和3年度以降も継続すること。 「新規」
- (3) 災害リスク情報を住宅購入者等に周知するため、市町村が作成したハザードマップを宅地建物取引業法における重要事項として位置付け、取引時の説明を義務付けられるよう法令の改正を行うこと。
- (4) 全国の地方自治体が、災害対応のために各々で開発、運用している総合防 災情報システムや被災者台帳システム等について、国が主導して全国統一シ ステムを導入すること。
- (5) 地域防災力を支える消防団(水防団)と自主防災組織の育成、充実・強化につながる取組を国として一層推進すること。また、地方自治体の自助・共助の取組への支援制度を充実させるとともに、継続的な支援を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 平成30年7月豪雨における倉敷市真備地区の水害浸水範囲は、ハザードマップの浸水域とほぼ重なっていたが、本県が実施した被災者へのアンケート調査では「ハザードマップを見て、内容まで覚えていた」住民は約2割に止まっており、地域の災害リスクを十分認識していない実態が明らかとなった。
- 県内の防災重点ため池は、再選定により229箇所から4,274箇所へと大幅に増加し、県は、市町村が行うハザードマップの作成やため池の監視・管理体制の強化を支援しているが、このうち、令和元(2019)年度末までにハザードマップが作成されたものは約300箇所にとどまっている。
- ハザードマップは、宅地建物取引業法において住宅購入者等への説明が義務付けられていないため、浸水等の災害リスクが十分周知されないまま、宅地や建物の売買・賃貸借が行われている場合が多い。
- 自治体が災害対応や被災者支援のために利用している総合防災情報システムや被災者 台帳システム等については、それぞれの自治体が多大な経費とマンパワーをかけて開発 運用を行っている。一方で、国は、令和2(2020)年度から物資調達・輸送調整等支援シ ステムの運用を開始し、国、都道府県、地方自治体がそれぞれの組織の枠を超えて情報 共有を図り、支援物資の迅速かつ効率的な調達に繋げることが可能となりつつある。
- 本県には吉井川、旭川、高梁川の三大河川があり、それらの流域面積は約6千km²と

県全体の面積の80%を占めており、河川や堤防の巡視、災害発生時の避難の呼びかけなどを行う消防団(水防団)の役割は、非常に重要となっている。

○ 平成30年7月豪雨で甚大な被害が発生した倉敷市真備町では、死者51人のうち、多く が高齢者や要介護者であり、自力での避難が困難であった可能性がある。

課題

- 今後は、想定し得る最大規模の洪水浸水想定区域図の公表への対応が求められることから、市町村の区域を越える「広域避難」のあり方についての検討が必要となる。しかし、ハザードマップは市町村に作成義務があり、その作成方法も様々であることから、住民が、隣接する市町村を含め広域でハザードマップを確認することが困難な状況となっている。こうした状況を踏まえれば、国が主導して、住民が見やすく理解しやすいハザードマップを市町村が作成できるよう、積極的に支援することが必要不可欠である。
- 市町村が行うため池のハザードマップ作成は、下流住民の参加の下で、災害リスクを示し、理解し、自ら考えて策定する必要があり、ワークショップを開催するなど相当な期間と費用を要することから、令和2(2020)年度までとなっている国の助成制度の継続的な財政支援が必要不可欠である。
- 住宅購入者等があらかじめ災害リスクを把握することで宅地購入等の判断材料とするとともに、住宅の防災対策や災害時の円滑な避難行動につなげるため、取引時のハザードマップの説明を義務付ける必要がある。
- 現在、自治体がそれぞれ独自に開発運用している総合防災情報システムや被災者台帳システム等で必要とされる機能は全国共通であることから、物資調達・輸送調整等支援システムと同様、国が主導して共同で開発運用する方が効率的であり、かつ、安定的な運用を確保できる。また、共通システムであれば、被災した場合であっても、被災市区町村応援職員確保システムに基づき派遣された応援職員が直ちに活用できるなど、メリットも大きい。
- 消防団 (水防団) は地域防災力の中核であり、安全安心な地域社会に欠くことのできない存在となっているが、消防団員の減少や高齢化等が課題となっており、地域の実情に応じた財政支援の拡充や、学生を含む若者や女性の消防団への加入促進等に取り組む必要がある。
- 自主防災組織は地域の共助の取組の核となる組織であり、自力での避難が困難な高齢者等の避難支援などに欠くことのできない存在となっているが、地域社会におけるつながりや結びつきの希薄化、組織の核となる人材不足等が課題となっており、自主防災組織の組織化及び活動活性化にさらに取り組む必要がある。

【参考】

1 ハザードマップポータルサイト(国土交通省)

- 重ねるハザードマップ ~災害リスク情報などを地図に重ねて表示~
- わがまちハザードマップ ~地域のハザードマップを入手する~

2 物資調達・輸送調整等支援システム

国、都道府県、地方自治体が、それぞれの組織の枠を超えて、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現することを目的としたシステム。

内閣府では、平成30年7月豪雨災害の教訓を踏まえ、更なる機能強化に向けて令和元(2019)年度内にシステム開発を進め、令和2(2020)年度から運用を開始している。

6 災害対策用装備資機材の整備充実

提案先省庁

警察庁

提案事項

(1) 災害対策用車両等の整備充実

大規模災害等の発生時における被災者の迅速な救出救助活動、装備資機材の搬送等を可能とするため、災害対策用車両及びレスキューボートの整備充実を図ること。

(2) 信号機電源付加装置等の整備充実 災害に伴う停電時における交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。

(提案の理由)

現 状

○ 平成30年7月豪雨における救出救助活動では、人命救助のために一刻を争う状況の中、 災害現場に向かった車両のうち13台が損傷(うち4台が走行不能)したほか、道路の冠 水により現場にたどり着けないケースも散見された。

また、各警察署に救出救助活動のためにゴムボートを配備していたが、搬送後に空気の注入作業を要するため、対応に時間のロスが発生した上、浸水域の漂流物との接触によりゴムボートが損傷し、救出救助活動の継続及び隊員の安全確保が困難となる状況も認められた。

○ また、大規模な台風や大雨等の風水害が頻発化し、南海トラフ大地震の発生も予測される中、住民の円滑な避難行動や迅速な各種警察活動を実施するためには、停電時にも信号機の機能の維持が必要不可欠であるが、当県の信号機電源付加装置等の整備はいまだ十分とはいえない状況にある。

課 題

- 今後も甚大な被害を及ぼす自然災害の発生が懸念される中で、警察では、発災時に 迅速かつ的確な災害警備活動を実施して一人でも多くの人命を救う必要があることか ら、平成30年7月豪雨災害の反省・教訓を踏まえ、浸水域での活動を想定し、冠水場 所でも走行可能な災害対策用車両を整備するとともに、可搬性・耐久性のあるレスキ ューボートを各警察署に配備しておく必要がある。
- 災害発生時における交通の安全と円滑を確保するため、発電装置を備えた信号機の 更なる整備等の対策が急務となっている。

7 文教関係施設及び設備の整備

提案先省庁

文部科学省

提案事項

公立学校施設の避難所機能向上のための施設設備の整備に係る国庫補助制度を拡充すること。

- ① 小中学校及び特別支援学校の洋式トイレや空調設備など施設設備の整備に係る国庫補助率の嵩上げ
- ② 高等学校の備蓄倉庫などの屋外防災施設以外の施設設備も小中学校等と 同様に補助対象化

(提案の理由)

現 状

- 災害発生時に避難所として学校施設が果たす役割は大きいが、洋式トイレや空調設備 など、求められる機能が備わっていない。
- 高等学校においても、小中学校と同様、大規模災害時の避難所としての役割が期待されている。

課題

- 現在、小中学校及び特別支援学校の施設設備の整備に係る国庫補助率は1/3であるが、各自治体の財政負担が大きく、迅速な対応を行うためには支障がある。
- 高等学校は屋外防災施設以外は補助対象となっておらず、財政負担が大きい。

【参考】現行制度と提案内容

	現行	提案内容	
文教関係施設設備の整備	補助率 1 / 3	補助率嵩上げ(1/3→10/10)	
(避難所機能向上に資するもの)	小中学校のみ補助対象 (屋外防災施設以外)	高等学校まで補助対象拡大	